

特定教育・保育施設の利用定員について (p.62)

○豊橋市子ども・子育て会議での意見聴取

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、施設の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされています。

各施設との協議を経て、令和7年4月1日の利用定員は以下のとおりの設定としてまいります。

全体 (全9区域の合計)		令和7年度				
		3~5歳		0歳	1歳	2歳
		1号(教育)	2号(保育)	3号(保育)		
①利用者数(人)		2,301	4,996	212	1,122	1,474
②利用定員 (人)	幼稚園、保育園、認定こども園	5,608	5,913	711	3,157	
	一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	28	
過不足(②-①)		3,307	917	499	589	

※区域ごとの数値は別紙参照

区域		令和7年度					
		3~5歳		0歳	1歳	2歳	
		1号(教育)	2号(保育)	3号(保育)			
【第1区域：石巻・青陵・東陵】	①利用者数(人)	209	554	20	101	163	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	505	679	75	326	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	296	125	55	62		
【第2区域：北部・前芝】	①利用者数(人)	64	251	8	56	68	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	30	329	41	175	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	▲34	78	33	51		
【第3区域：中部・豊城・羽田】	①利用者数(人)	438	756	35	173	230	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,210	1,085	146	685	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	772	329	111	282		
【第4区域：豊岡・東陽・東部】	①利用者数(人)	411	756	32	191	233	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	1,444	729	107	419	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	10	
	過不足(②-①)	1,033	▲27	75	5		
【第5区域：吉田方・牟呂】	①利用者数(人)	249	600	30	153	167	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	704	583	83	329	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	455	▲17	53	9		
【第6区域：南部・南陽・本郷・高師台】	①利用者数(人)	598	1,227	45	288	353	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	736	1,312	111	612	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	12	
	過不足(②-①)	138	85	66	▲17		
【第7区域：二川】	①利用者数(人)	128	281	15	56	101	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	285	388	42	200	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	157	107	27	43		
【第8区域：南稜・章南】	①利用者数(人)	128	394	17	80	110	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	254	540	76	264	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	6	
	過不足(②-①)	126	146	59	80		
【第9区域：五並・高豊】	①利用者数(人)	76	177	10	24	49	
	②利用定員(人)	幼稚園、保育園、認定こども園	440	268	30	147	
		一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)	0	0	0	0	
	過不足(②-①)	364	91	20	74		